

国の助成

就学支援金

私立高等学校等に通う生徒が安心して勉学に打ち込めるよう、授業料の一部に充てる費用として「高等学校等就学支援金」を国が学校に支払い、家庭の教育費負担を軽減する制度です。

対象者	私立の「高等学校」「特別支援学校(高等部)」「高等専門学校(1～3年)」「専修学校(高等課程)」等に在学する生徒です。		
軽減額 (単位制の学校は軽減額が異なります)	区分	年収の目安4人世帯(夫婦と子ども2人)の例	軽減額(年額)
	○生活保護世帯 ○住民税が非課税の世帯 ○住民税が均等割のみの世帯	約250万円未満	29万7,000円
	○区市町村民税所得割額が年額51,300円未満の世帯	約250万円～約350万円未満	23万7,600円
	○区市町村民税所得割額が年額154,500円未満の世帯	約350万円～約590万円未満	17万8,200円
	○区市町村民税所得割額が年額304,200円未満の世帯	約590万円～約910万円未満	11万8,800円

都の助成

授業料軽減助成金

私立高等学校等に通う生徒の保護者の方の経済的負担を軽減するために、都が授業料の一部を助成する制度です。

対象者	生徒と保護者が都内にお住まいで、私立の「高等学校(通信制課程を除く)」「特別支援学校(高等部)」「高等専門学校(1～3年)」「専修学校(高等課程)」等に在学する生徒の保護者です。		
軽減額	区分	年収の目安4人世帯(夫婦と子ども2人)の例	軽減額(年額)
	○生活保護世帯 ○住民税が非課税の世帯 ○住民税が均等割のみの世帯	約250万円未満	14万5,000円
	○区市町村民税所得割額が年額51,300円未満の世帯	約250万円～約350万円未満	20万4,400円
	○区市町村民税所得割額が年額154,500円未満の世帯	約350万円～約590万円未満	26万3,800円
	○住民税が一定基準以下の世帯	約590万円～約760万円未満	32万3,200円

都の助成

奨学給付金

私立高等学校等に通う生徒の保護者の方の授業料以外の教育費負担を都が軽減する制度です。

対象者	都内にお住まいで、私立の「高等学校」「高等専門学校(1～3年)」「専修学校(高等課程)」等に在学する生徒の保護者です。		
給付額 (通信制の学校は給付額が異なります)	区分	給付額(年額)	
	○生活保護生業扶助受給世帯	5万2,600円	
	○住民税が非課税の世帯 ○住民税が均等割のみの世帯	8万4,000円 又は 13万8,000円 (世帯の構成員の状況により、給付額が異なります。)	

貸付(無利子)

育英資金

勉学意欲がありながら経済的理由で学校に通うことが難しい生徒本人に、都が奨学金を無利子でお貸しする制度です。

対象者	都内にお住まいで、国公立の「高等学校」「特別支援学校(高等部)」「高等専門学校」「専修学校(高等課程)」等に在学する生徒です。(就学支援金や授業料軽減助成金とは異なる保護者の所得制限があります。)		
貸付月額	私立	国公立	育英資金は貸付です!
	3万5,000円	1万8,000円	
返済方法	貸付終了から、おおむね11～13年間で返済していただきます。		
保証人	連帯保証人2名が必要です。		